

本庁舎ほか16施設照明
LED化ESCO事業募集要項

令和7年1月
広島市

目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	受託候補者の特定及び契約について	1
4	契約者	1
5	応募条件	2
6	応募に関する留意事項	3
7	本契約までの流れ	4
8	事業全体スケジュール（予定）	5
9	手続き等	5
10	審査及び審査結果の通知	10
11	事業実施に関する事項	10
12	関連工事	13
13	その他	13
別紙1	委託契約書（総価契約）（案）	
別紙2	広島市委託契約約款	
別紙3	別紙支払内訳書	
別紙4	本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業 基本協定書（案）	
別紙5	本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業 仕様書	
別紙6	施設一覧	
別紙7	プロット図（別途配付）	
別紙8	本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業特定基準	
様式1－1	申請書	
様式1－2	募集要項等に関する質問書	
様式1－3	参加表明書	
様式1－4	グループ構成表	
様式1－5	施設照明LED化事業実施実績一覧表	
様式1－6	誓約書	
様式1－7	申立書（広島市税用）	
様式2	提案辞退届	
様式3－1	提案書提出届	
様式3－2	事業実施計画	
様式3－3	使用機器の性能・信頼性	
様式3－4	施工計画	
様式3－5	保証期間の対応	
様式3－6	事業効果算出表（別途配付）	
様式3－7	照明器具一覧兼事業費算出表（別途配付）	
様式3－8	その他有効な提案	

1 募集の趣旨

本市では、広島市地球温暖化対策実行計画において、「令和12年度（2030年度）までに、特別な支障がない限り、市有施設の全ての照明をLED照明に更新」することとしている。

市有施設の照明LED化を経済的かつ効率的に実施するため、民間事業者のノウハウを活用したESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）を公募型プロポーザルで実施し、民間事業者の提案を募集する。

ただし、本事業の契約は、予算の成立及び広島市議会における契約締結議案の可決を条件とするものであり、各条件が不成立になった場合には、本事業は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

2 事業概要

(1) 事業名

本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 事業内容

本庁舎ほか16施設の直管型蛍光灯、ダウンライト、非常用照明及び誘導灯等、LED照明以外の照明器具を全てLED照明に更新する。ただし、本庁舎等のシステム天井部分の非常用照明は除く。

更新方法は器具交換とし、ランプ交換でのLED化は認めない。

なお、照明器具一覧兼事業費算出表（様式3-7）に記載している既設照明器具の数量及び仕様は参考とし、最終的な数量及び仕様は、現地調査及び詳細設計を基に優先交渉権者が作成する照明設備台帳を、本市が承諾することで確定することとする。

・ 対象施設

別紙6「施設一覧」のとおり。

(4) 事業費限度額（内訳は別表のとおり。）

1, 150, 000, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 受託候補者の特定及び契約について

本事業は、公募型プロポーザルにより民間事業者からの提案を広く募集し、本事業への応募者資格等があると確認された者から提出される提案書について審査・評価を行う。その結果、評価点が最も高い提案を行った応募者を受託候補者とし、当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、随意契約を締結し、本事業を実施するものとする。

4 契約者

広島市

5 応募条件

(1) 応募要件

- ア 本事業の応募者は、本事業を実施する能力のある「単独事業者」又は「複数事業者が共同するグループ（以下「グループ」という。）」のいずれかとする。
- イ 単独事業者として応募する場合、応募者は、(2)で示す役割を単独で全て担い、(3)及び(4)で示す資格要件の全てに合致しなければならない。また、単独事業者について、代表企業と構成員の両方に該当するものとして取り扱う。
- ウ グループとして応募する場合、その構成員を全て明らかにした上で、(2)で示す役割を各構成員で分担することとし、グループとして(3)で示す資格要件に全て合致し、構成員の全てが(4)で示す資格要件に全て合致しなければならない。また、構成員のうち、事業役割を担う代表者（以下「代表企業」という。）を1者選定し、代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。なお、一構成員が、複数の役割を担うことができる。

(2) 応募者の役割

応募者は、次に掲げる役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。

- ア 事業役割・・・本市との窓口となり、協議及び契約等の諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。
- イ 施工役割・・・施工に関する業務を全て実施する。
- ウ その他の役割・・・ア及びイ以外の調査・設計、機器調達等に関する業務を実施する。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループとして応募する場合、グループでこれらの要件を満たすこと。

- ア 参加表明書及び資格確認書類により、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 省エネルギー効果を計測・検証することができる者であること。

なお、計測・検証については、官庁施設におけるE S C O事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行うものとする。

- ウ 本事業を円滑かつ迅速に対応できる者であること。

エ 施設を対象としたL E D照明の設置^{※1}において、平成21年4月1日以降に元請^{※2}として完成^{※3}した工事又は施工役割として実施したE S C O事業の累計実績が施工面積^{※4}44,000㎡以上であること。

なお、グループとして応募する場合、各構成員の累計実績の合計が施工面積44,000㎡以上であること。

オ 施設を対象としたL E D照明の設置^{※1}において、平成21年4月1日以降に元請^{※2}として完成^{※3}した工事又は施工役割として実施したE S C O事業のうち、1施設当たりの施工面積^{※4}が4,100㎡以上の実績を1件以上有すること。

※1 建築物に設置される器具の新設又は更新をいい、ランプ交換でのL E D化は含まない。

※2 元請とは、発注者と直接契約を締結した者とする。

※3 E S C O事業においてはサービス開始日とする。なお、サービス期間を設けていない場合は事業完了日とする。

※4 施工面積は、L E D照明が照らす床面積とし、施設内の照明を全て施工した場合の施工面積は、延べ面積とする。

(4) 応募者（グループとして応募する場合、全ての構成員）は、次の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ウ 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納していない者であること。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本事業の遂行以外の目的で使用することはない。

(3) 第三者の権利を使用した結果生じる責任

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、本事業の他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

原則、構成員の途中変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更禁止

原則、提出書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書等に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書等を無効とする。

(9) 情報公開

提出書類について、広島市情報公開条例の規定に基づき公開を請求されたときは、同条例に規定する不開示情報を除き公開の対象となる。

7 本契約までの流れ

(1) 応募者の条件

応募者は「5 応募条件 (3)(4)」で定める応募者資格等を満たす者とする。

(2) 応募者資格等の確認及び提案要請

応募者の資格等を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

(3) 受託候補者の特定及び優先交渉権者の決定

本市が設置する本庁舎ほか16施設照明LED化ESCO事業プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、提案書を審査・評価し、受託候補者を特定するとともに、応募者全員にその結果を通知する。また、受託候補者を当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定し、基本協定書を締結する。

なお、プロポーザル審査委員会の委員は、受託候補者特定後に公表する。

(4) 仮契約

優先交渉権者は、対象施設の現地調査及び詳細設計に基づき、LED照明の数量、仕様、品番、メーカー名及び設置場所等を明記した照明設備台帳、事業費算出書及び官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）で示すオプションAで計算した省エネルギー効果の検証結果を作成するとともに、仮契約書を締結するまでの諸条件について本市と詳細協議を進め、令和7年5月中旬までに仮契約を締結する。

(5) 本契約

仮契約締結後、広島市議会（令和7年6月予定）で議決を得たのち、本契約を締結する。

8 事業全体スケジュール（予定）

	項目	日程
1	募集要項の配付（市ホームページで公開）	令和7年1月31日～2月12日
2	募集要項等に関する質問受付	令和7年1月31日～2月6日
3	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年1月31日～2月12日
4	応募者資格確認結果の通知	令和7年2月14日（予定）
5	ウォークスルー調査受付期間	参加表明書の提出後～2月20日
6	ウォークスルー調査	令和7年2月17日～2月21日
7	提案書の受付	令和7年2月17日～2月28日
8	審査・評価	令和7年3月上旬
9	受託候補者の特定・通知、優先交渉権者の決定	令和7年3月中旬
10	基本協定書の締結	令和7年3月中旬
11	現地調査及び詳細設計 照明設備台帳及び省エネルギー効果の検証結果の作成 詳細協議	令和7年3月中旬～4月中旬
12	仮契約の締結	令和7年5月中旬
13	広島市議会の議決	令和7年6月
14	本契約の締結	令和7年6月
15	工事期間	契約締結の日から令和8年3月31日まで
16	保証期間	引渡しを受けた日から起算して5年間

9 手続き等

(1) 担当課

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所4階

環境局温暖化対策課

電 話 082-504-2185（直通）

FAX 082-504-2229

E-mail ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

(2) 募集要項等の交付方法

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、担当課において交付する。

なお、プロット図（別紙7）、事業効果算出表（様式3-6）、照明器具一覧兼事業費算出表（様式3-7）及び既存図面について、応募者は、担当課へ電話のうえ、様式1-1により申請を行うこと。

・ 交付期間

公示日から令和7年 2月12日（水）までの8時30分から17時15分まで（ただし、

本市の休日（広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア 募集要項等に関する質問がある場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

・ 受付期間

令和7年 1月31日（金）から令和7年 2月 6日（木）まで

イ アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降において、本市のホームページからダウンロードできる。

(4) 参加表明書及び資格確認書類の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

イ(イ)及び(ウ)について、配付希望者は、担当課への電話又は電子メールにより申請書類の様式等の配付申込を行うこと。

ア 受付期間

令和7年 1月31日（金）から令和7年 2月12日（水）まで

イ 提出書類

(ア) 次の提出書類にインデックスを付け、1部提出すること。

なお、(イ)又は(ウ)に該当する場合、(ア)に示す書類と併せて提出すること。

a 参加表明書（様式1-3）

代表企業名で作成し、提出すること。

b グループ構成表（様式1-4）

応募者の全ての構成員及びその役割分担（事業役割、施工役割、その他の役割）を明確にする。ただし、単独事業者の場合であっても、全ての役割を当該事業者が担うものとして作成し、提出すること。また、グループとして応募する場合、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

c 施設照明LED化事業実施実績一覧表（様式1-5）

5(3)エ及びオが網羅的に確認できる書類を添付すること。

d 誓約書（様式1-6）

グループの場合、全ての構成員が提出すること。

e 広島市税の納税証明書

（本市への納税義務がない者にあっては申立書（広島市税用）（様式1-7））

グループの場合、全ての構成員が提出すること。

証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものとする。

f 消費税及び地方消費税の納税証明書

グループの場合、全ての構成員が提出すること。

「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれかとし、証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものとする。

- (イ) 施工役割以外の構成員で広島市建設工事競争入札参加資格の「令和5・6年度」に登録されていない者（認定工種は問わない。）又は広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」に登録されていない者（登録種目は問わない。）

a 申請書類確認表

b 参加資格確認申請書

c 履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可とする。）

発行（証明）年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものとする。

d 財務諸表の写し

(a) 参加意向申出書提出日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し。

(b) 営業開始後の最初の決算期が到来していないため、決算期の財務諸表等がない場合は提出不要。

e 申立書

実際の本店所在地が、登記簿上の住所と異なる場合に提出。

f 誓約書

- (ウ) 施工役割の構成員で広島市建設工事競争入札参加資格の「令和5・6年度」の「電気工事」で認定されていない者

a 建設工事提出書類一覧

b 参加資格確認申請書

c 委任状

申請者が建設業法上の主たる営業所以外の営業所等の長（使用人）に契約権限を継続して委任しようとする場合のみ作成すること。

d 履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可とする。）

発行（証明）年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものとする。

e 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

審査基準日が参加表明書提出日から1年7か月前の日以後のものとする。

f 建設業許可（電気工事）が確認できる書類（(a)又は(b)により提出。）

(a) 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」

(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が参加表明書提出日以降のもの）

(b) 上記(a)に代えて建設業許可証明書、建設業許可確認書又は建設業許可通知書を提出する場合は、証明年月日、確認年月日又は通知年月日が参加表明書提出日の3か月前の日以降のものに限る。

g 営業所一覧表（(a)又は(b)により提出。営業所が本店のみである場合も提出すること。）

- (a) 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」

(<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) 内の「建設業者の詳細情報」の営業所情報を表示したページを印刷したもの

- (b) 営業所一覧表

- ・ 「名称」の「（主たる営業所）」欄は、本店等の建設業の許可を受けている事務所を記入し、「（その他の営業所）」欄は、建設業の許可を受けている営業所を記入すること。

- h 営業所等調査兼実態調査同意書（次に該当する者は提出すること。）

市内営業所等が、建設業法上の主たる営業所（本店）又は入札契約権限の委任先としてようとする主たる営業所以外の営業所等である場合に、法令等により営業所等への常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、事務所の実態等について広島市が実地に調査する場合に、これに協力することに同意した上で作成すること。

(5) 資格確認結果の通知及び提案書の提出要請について

令和7年2月14日（金）（予定）に本市から代表企業に通知する。

(6) 参加を辞退する場合

資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式2）を1部担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は提案書の受付の締切日の前日必着とする。

(7) ウォークスルー調査

資格確認結果の通知により資格が確認された者は、必要に応じてこの期間に施設内への立入調査を行うことができる。希望する場合、参加表明書の提出後、速やかに担当課に連絡し、日程調整を行うこと。調査内容は、立入可能な室の既設照明器具の設置状況の確認のみとし、器具寸法の測定等の調査はできない。ただし、時間に限りがあるため、ウォークスルー実施内容等は本市が調整し、希望に添えない場合がある。また、応募資格を有しない者はウォークスルー調査に参加することはできない。

ア 受付期間

参加表明書の提出後から2月20日（木）まで

イ 実施期間

令和7年 2月17日（月）から2月21日（金）まで

(8) 提案書の提出

持参又は郵送（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により、以下のとおり担当課に提出すること。なお、持参する場合は受付期間の8時30分から17時15分まで（ただし、本市の休日を除く。）とし、郵送の場合は受付期間の最終日必着とする。

提案書について、提出後の差替えはできないものとする。

ア 受付期間

令和7年 2月17日（月）から令和7年 2月28日（金）まで

イ 提案書提出書類

- (ア) 提案書提出届 (様式 3-1)
- (イ) 事業実施計画 (様式 3-2)
- (ウ) 使用機器の性能・信頼性 (様式 3-3)
- (エ) 施工計画 (様式 3-4)
- (オ) 保証期間の対応 (様式 3-5)
- (カ) 事業効果算出表 (様式 3-6)
- (キ) 照明器具一覧兼事業費算出表 (様式 3-7)
- (ク) その他有効な提案 (様式 3-8)

ウ イの提出書類を A4 縦長ファイルに綴じ、次のとおり提出すること。

- (ア) 提案書 (本書) : 1 部 (称号や代表企業名等を記載し、押印したもの)
提案書 (評価用) : 10 部 (本市が指定した名称のみを記載したもの)
- (イ) 提案書 (評価用) の内容を記録した CD-R 又は DVD-R 等の光学メディア : 1 部

(9) 提案書作成要領

提案書は、応募者が責任を持って作成し提出すること。提案書の作成に当たっては、仕様書その他全ての募集に関する資料を踏まえた提案とすること。

また、提案書は、「本庁舎ほか 16 施設照明 LED 化 ESCO 事業特定基準」(以下「特定基準」という。)に基づき審査・評価を行うための図書であることを十分認識して作成するものとし、本事業に係る関係資料と齟齬が生じることがないように留意すること。特に、様式 3-2 から様式 3-5 及び様式 3-8 に記載した各評価項目の趣旨等を十分理解し、次の要領に従って提案書の作成を行うこと。

ア 提案書の記述は日本語とする。ただし、一般的に認知されている商標や略称等は除く。

また、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

イ 公募型プロポーザルでは、応募者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて評価するため、応募者の提案内容が理解しやすいように提案理由、方法、範囲及び対応策等を具体的に図示又は記述すること。

ウ 優先交渉権者の提案内容は、契約事項となるため、提案に当たっては応募金額の範囲内で実現可能なものを記述すること。

エ 提案内容において、仕様書等にはない事項等がある場合でも、応募金額に含まれる経費として全て応募者の負担とする。

オ 本書となる 1 部は、参加表明書に記載する商号や代表企業名等を表紙に記載し、参加表明書に押印する印鑑と同一のものを使用して押印すること。

カ 提案書 (評価用) の作成に当たっては、応募者 (提案書の作成者) の称号や応募者の商号等を類推できる表現を使用しないこと。

キ 提案書には、目次及びページを付けること。また、各指定様式の 1 枚目には中表紙 (様式 自由) を綴じるものとし、インデックスを付すこと。

ク 通し番号／総項数を記載 (A4 の場合は用紙中央最下段、A3 の場合は用紙右下) すること。

ケ 提案書は、A 4 縦置き・横書き、A 4 横置き・横書き又はA 3 横置き・横書きで、本文の
フォントサイズは1 1 ポイント程度以上とする（A 4 及びA 3 のいずれも片面のみ可）。な
お、A 3 用紙を使用した際は、見開きしやすいよう必ずA 4 用紙と同じ大きさに折りたたむ
こと。

コ 記載に当たっては、可能な範囲で専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに
努めること。また、イメージ図、写真等を効果的に用い、具体的に記載すること。

サ 事業効果算出表（様式3－6）について、各施設の事業費が別表に示す施設ごとの事業費
限度額以下であること。

10 審査及び審査結果の通知

(1) 審査内容及び特定基準

「特定基準」のとおり。

(2) 審査の流れ

審査については、次の要領で行う。

ア 応募者からの提案書を基に提案内容を審査する。

イ 審査の結果、プロポーザル審査委員会の評価点が最も高い提案を行った応募者を受託候補者とし、
当該契約の見積りを徴する優先交渉権者に決定する。優先交渉権者は、本市と事業契約の締結に向
け協議を行い、合意に至った場合、随意契約を締結し、本事業を実施するものとする。なお、合意
に至らなかった場合、次点を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、令和7年3月中旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせに
は一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 優先交渉権者を本市のホームページで公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合

イ 提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 各施設の事業費が別表に示す施設ごとの事業費限度額を超えている場合

11 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行すること。

イ 事業遂行に当たり疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意を持って協議することとす
る。

(2) 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は、事業者の責により本事業を遂行し、本市は本契約に定められた方法により事業実施状況

について確認を行う。

(3) 再委託

構成員が下請負人を使用する場合は、本市の承諾を得ることとする。

(4) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うこと。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則、次の表の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(5) 契約の締結が困難となった場合における措置

ア 優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は、優先交渉権者からそれまでに要した費用を請求することができるものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのある場合	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事等により第三者に損害が生じた場合		○
	安全性の確保	工事等における安全性の確保		○
	環境の保全	工事等における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	工事等に係る保険		○
	事業の中止・延期	本市の責によるもの	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
工事段階	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期	協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○
	用地の確保	資材置き場、現場事務所等の確保		○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	施設損傷及び障害	工事目的物に起因する各施設の損傷及び障害		○
		工事目的物に起因しない各施設の損傷及び障害	○	
	一般的損害	引渡し前の工事目的物に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延等	本市に起因する支払の遅延・不能	○	
		事業者の請求の遅延により支払が遅延する場合		○
		上記以外の変動要因の場合	協議	
保証	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設への損害、業務への障害		○

12 関連工事

現時点では次の関連工事が予定されている。その他の関連工事も含め、関係者間で十分調整の上、本事業を実施すること。

- ・ 本庁舎 便所等改修
- ・ 本庁舎 衛生設備改修
- ・ 中区役所 防潮堤設置
- ・ 南区役所 空調改修
- ・ 安佐北区役所 熱源改修
- ・ 安芸区役所 空調改修
- ・ 佐伯区役所 熱源改修、受変電設備改修
- ・ 西区厚生部・西区地域福祉センター 自動火災報知設備改修

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募者資格等を有しない者のした提案書の提出及び提案書の提出に関する条件に違反したものの提案書は無効とする。
- (3) 履行検査に当たっては、契約書に盛り込んだ提案書の内容を満たしていることを確認する。
- (4) 提案書に記載した技術者等の配置変更は、原則、認めない。
- (5) 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の100分の10以上とする。広島市契約規則第31条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

別表 施設ごとの事業費限度額

施設名	事業費限度額
本庁舎	353,537,000円
中区役所	97,760,000円
大手町平和ビル	81,293,000円
東区役所	45,069,000円
東区総合福祉センター	44,900,000円
南区役所	38,907,000円
南区役所別館	35,002,000円
西区役所	30,595,000円
西区厚生部・西区地域福祉センター	28,048,000円
安佐南区役所	33,838,000円
安佐南区総合福祉センター	50,214,000円
安佐北区役所	33,715,000円
安佐北区総合福祉センター	69,855,000円
安芸区役所	37,276,000円
安芸区民文化センター・図書館及び安芸区総合福祉センター	104,270,000円
佐伯区役所	36,095,000円
佐伯区役所別館	29,626,000円